

平成24年 第1回
教育委員会定例会会議録

平成24年1月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2340号

平成24年第1回定例会

日 時 平成24年1月10日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	大久保 光正
	学務課長	佐藤 雅志
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	国体推進担当課長 (生涯学習推進課長兼務)	大竹 悦子
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	平田 英司

「書記」	庶務課庶務係長	柏 正彦
------	---------	------

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第1号 港区幼稚教育振興アクションプログラム(素案)について
- 2 議案第84号(平成23年) 港区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について(継続審議)

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成23年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 御成門小学校の寄付の受領について
- 3 各PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会について
- 4 生涯学習推進課の12月事業実績と1月事業予定について

- 5 図書館・郷土資料館の12月行事实績と1月行事予定について
- 6 図書館の12月分利用実績について
- 7 1月指導室事業予定について

「開 会」

○半田委員長 皆様、おはようございます。

新しい年を迎えまして最初の教育委員会です。今年も、引き続き皆様と力を合わせまして、教育の港区の実現に向け全力で取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、平成24年第1回港区教育委員会定例会を開会します。

日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 本日の署名委員は綱川委員にお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第1号 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について

○半田委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第1号、「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」。教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、お手元の教育委員会議案資料1をご覧くださいと思います。

「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）」という形で本日提出させていただきました。

平成18年10月に、文部科学省が中央教育審議会の答申を受けまして、今後の幼児教育のあり方を踏まえた幼児教育振興アクションプログラムを策定いたしました。同様のプログラムを各区市町村においてもつくるように依頼がありまして、平成20年2月に港区においても策定したものでございます。

また、区立幼稚園における3年保育の実現等を含めまして、幼児教育についての色々な課題を私立幼稚園連合会側と協議しまして、港区全体における幼児教育に関する課題を包括的に検討、議論しようということでまとめたのがアクションプログラムという形になってございます。このたび、現行のプログラムの実施期間である3年が経過しましたので、改訂をするものでございます。

お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、素案の本文の17ページの次のところ、「資料編」となっております。この「資料編」をおめくりいただきますと、改訂の検討委員会の名簿というのがございます。次長が委員長で、港区私立幼稚園連合会会長である副委員長には安藤記念教会附属幼稚園の佐野英二園長、これに学識経験者の委員として、鎌倉女子大学短期大学部の岸井慶子教授と、武蔵野短期大学の酒井幸子教授、そして、委員としまして私立幼稚園、区立幼稚園の代表、そして教育委員会によるメンバー構成となっております。

裏面の2ページ目ですけれども、検討経過を掲載してございます。昨年9月12日に第1回を開きまして、12月22日に第4回を開きました。合計4回の議論の中で中身をまとめたものでございます。本編の中身17ページ、後半の18ページにつきましては、資料編という構成になってご

ざいます。

それでは、「参考資料」となっております概要版をご覧くださいと思います。

「策定の目的」のところでは、上位計画であります「港区教育振興プラン」との整合性を図りつつ、公私立幼稚園が連携を進め、港区の幼児教育全体の質的な向上を目指すために行動計画として示すものでございます。

「実施期間」につきましては、平成24年4月からの6年間といたします。なお、国や都などの動き、社会環境の変化に適切に対応するため、必要に応じて3年ごとに更新を行うものでございます。

「アクションプログラムの取組み」のところをご覧くださいと思います。重点的に取り組む項目としまして6項目ほど挙げてございます。

(1)は「港区における幼児教育の充実」ということで、特別支援教育の環境づくり、小学校の連携・接続の推進、家庭・地域との連携の推進、3年保育の充実など、質の高いきめ細かな幼児教育の提供のために幼稚園の環境整備に努めます。

(2)の「教員の資質及び専門性の向上」のところでは、研修の機会の確保、また、幼稚園カウンセラーによる個人への助言など、幼稚園教員の資質や専門性を高め、区の幼稚園教育の質的な向上を図ります。

(3)「幼稚園における子育ての支援」では、子育て関連情報の提供、預かり保育の充実、虐待の予防や早期発見など、保護者の子育てに対する不安感・負担感を解消し、子どものよりよい育ちを実現いたします。

(4)の「幼児教育を進める基盤等の充実」では、健康・育児相談等の実施、私立幼稚園保護者負担金の軽減など、幼児を含め家庭を支える基盤の充実を図ります。

(5)の「安全安心対策の推進」では、不審者情報の配信や自然災害から子どもを確実に守る防災対策など、災害発生時の連絡体制の整備を早急に行うものです。

(6)の「公私立幼稚園がともに担う港区の幼児教育」では、港区全体の幼児教育の充実に向けて、公私立幼稚園間でより一層の連携を図り、幼児教育を実践するための環境整備について定期的かつ継続的に協議するものでございます。

それでは、本文の方をご覧くださいと思います。現行からの改定内容を重点的にご説明いたします。

本編の1ページ目をお開きいただきたいと思います。「策定の目的」と「基本的考え方」を記載してございます。1の「目的」のところでは、家庭・地域の教育力の低下、基本的な生活習慣の欠如、小学校生活への不適應などが幼児教育の本質的課題となっております。国においても、幼児期の教育環境、家庭教育の充実など、幼児教育の重要性が示されております。港区の就学前の人口が増加傾向にある中で、公私立幼稚園が相互に協力して、幼稚園の教育全般に関する事項を総合的な観点から検討し、行動計画として示すこととしてございます。

その考え方ということで、同じ1ページの2のところでは、家庭、幼稚園、地域がそれぞれ有す

る教育機能を互いに発揮し、連携しながら、港区の幼稚園教育の質を高め、提供していく必要があるとさせていただきます。

2 ページのところ、下の4からアクションプログラムの取り組みの内容でございます。

最初に、「港区における幼児教育の充実」のところでは、3 ページの①では、「特別支援教育の環境づくり」ということで、区立幼稚園で実施している特別支援アドバイザーの派遣を、既に23年度から私立幼稚園側においても実施し、支援や相談に乗ることとしております。今後、発達障害の早期発見につなげ、効果的な指導の充実を図ってまいります。

4 ページ、②の「小学校との連携・接続の推進」につきましては、幼児が小学生へのスムーズな移行を行えるよう、港区の就学状況の実態に即した私立幼稚園と公立小学校との連携を図る機会を確保いたします。私立幼稚園から私立の小・中学校へ行くケースもありますので、公立の小学校との連携を図ることで、公立小学校にも入学してもらえるような機会にしたいと考えております。また、幼稚園の教育職員と小学校の教育職員との情報交換の場づくりをして、特に特別支援の関係につきまして連携を密にしていきたいと考えております。

5 ページでは、「家庭・地域との連携の推進」ということで、地域参観日の設定や、3年未満の未就園児に幼稚園行事に参加する機会をつくるということで掲載しております。また、地域において特にすぐれた技能や技術、知識を持っていらっしゃる方の幼稚園の中での活用ということも挙げてございます。

6 ページの④「3年保育の充実」のところでは、人口推計上、年少人口の増加が見込まれているとともに、保護者アンケートでは3年保育への意向が依然として高い数値を示してございます。3年保育は公私立幼稚園全体で充実に取り組むという基本的なスタンスを確認した上で、人口動向を見極め、3年保育のあり方を検討してまいります。

7 ページの(2)「教員の資質及び専門性の向上」のところでは、①では、幼稚園教員の研修の重要性に触れ、公私立幼稚園の合同研修の実施によるそれぞれのノウハウの交換、また、区の開催している研修に私立幼稚園の教員が参加するなど、交流の中身を挙げてございます。8 ページの「今後の取り組み」のところでは、単なる参加だけではなくて、研修の企画の段階から公私立幼稚園の教員が相互に参加することなどを検討し、相互の交流機会を進めていきたいというふうに考えてございます。

8 ページの②でございます。「幼稚園カウンセラーの派遣」につきましては、区立幼稚園に派遣しているスクールカウンセラーにつきまして平成23年度から私立幼稚園の方にも派遣してまいります。教員が幼児教育の相談をし、助言を受けることによって区の幼稚園教育の質的な向上を図ってまいります。

(3)「幼稚園における子育ての支援」です。9 ページの「子どもの育ちを支援する機能の充実について」。幼稚園は地域の幼児教育センターとして、在園児以外の家庭も含めた子育てに対して支援していくこととしております。今後の取り組みの中では、地域の子どもの育成に関する情報の発信、中学生等と幼児の交流などを計画しているという内容でございます。

10 ページ、「預かり保育」の部分ですけれども、現在、区立幼稚園で2園、私立幼稚園では6園が実施している現状でございます。今後の取り組みとして、拡大に当たりましては、公私立幼稚園で充実に向けてお互いに協議・検討していこうという中身でございます。

11 ページのところですが、「虐待防止に関する幼稚園の役割」ということで、新たに項目として追加してございます。児童虐待が年々増加している現状を踏まえ、早期発見・通告について、幼稚園教員の役割について触れております。福祉・医療・警察等との実効性のある連携には、日頃からお互いに顔を合わせることが重要であるとしてございます。また、子育てに不安や悩みがあり、孤立しがちな親が気軽に相談できるよう、幼稚園カウンセラーによる相談機能の充実を検討するとしてございます。

12 ページでは、(4)「幼児教育を支える基盤等の充実」について記述しているところでございます。①「健康・育児相談等の実施」では、保健所、子ども家庭課、子ども家庭支援センター、教育センターが実施している事業について触れ、今後、これら関連機関の情報を体系的にまとめ、保護者に情報を提供してまいります。

13 ページの②「私立幼稚園保護者負担金の軽減」では、23区の中でも、港区立幼稚園の保育料が低廉であり、私立との大きな格差が生じている現状から、区立幼稚園保育料の見直しに関する検討を速やかに行うとしております。また、これまでと同様に、私立幼稚園保護者負担金についても、公私格差の解消に向け、引き続き取り組んでまいります。

14 ページの「安全安心対策の推進」のところでは、15 ページの②「幼稚園における防犯対策」。特に不審者情報につきまして、現在、教育委員会から区立の幼稚園・小学校に色々情報が入りますと、メールで配信しておりますけれども、この対象に私立幼稚園も含めていくということで内容を拡大してございます。

また、③「自然災害から子どもを確実に守る防災対策」のところでは、東日本大震災を踏まえ、新規に追加している項目です。災害発生時の連絡体制の再構築、園内の組織体制の確立、避難・退園計画の策定、教職員への防災講習、園児への防災教育の定期的な実施など充実を図ってまいります。

17 ページでは、以上申し上げましたような内容の協議、また、検討を継続していくために、定期的かつ継続的な検討の場として公私立幼稚園連絡協議会を設けてございます。今後もより一層の公私立幼稚園間の連携を図り、港区の幼児教育の実現のため検討していくとしてございます。

今後の予定ですが、素案につきまして、庁議及び区民文教常任委員会へ報告の後、区民意見募集を行いまして、3月に教育委員会で決定という流れを予定してございます。

私からのご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまのご説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 3年間、現状のアクションプログラムでやってきて、4月から新たにということ、今回、これまでの3年間と比べて特に修正をしたところというのはどこでしょうか。3年保育が随分実施されてきたというのが環境としては大きな違いですけれども、そういったことも含めて、特に

今回修正をしたところというのほどこなのですか。

○教育政策担当課長 一つは、先程ちょっと触れましたけれども、11ページの「虐待の防止について」というところなのですが、特に今までの現行のプログラムでは全くなかった記述の部分です。改訂検討委員会の中で、虐待が年々増えている現状を踏まえて、予防という観点も含めながら記述してみてもどうかということで、今回新たに追加しました。

それともう一つは、「教育振興プラン」でも追加したのですけれども、やはり安全・安心の確保ということで、15ページの主に③「自然災害から子どもを確実に守る防災対策」ということで、このことにつきましては、東日本大震災を踏まえた記述として、情報収集体制などの再構築ということで新たにつけ加えているものでございます。

○澤委員 この「虐待防止に関する幼稚園の役割」というのは、現実に港区でもそういうことが幾つか問題になっているという、そういうことでしょうか。どこでも起こり得る可能性はあるわけだけれども。

○教育政策担当課長 港区の虐待に関するデータは今手元にないのですけれども、国全体の統計というものがございまして、例えば、3歳から学齢前の児童相談所における児童虐待相談の対応件数というものを抜粋してあるのですけれども、平成18年で9,334件、これが平成22年度には1万3,354件ということで年々増加している傾向は示しています。

○澤委員 確かに港区も、起こってからでは遅いので、そういう対応をあらかじめつくっておくということは大事なことではないかと思えます。

○指導室長 この4月から私の方で把握しているのは幼稚園1件です。虐待の疑いがあるというケースで、家庭支援センターも入っていますが、ケース会議を開いたことはございます。ちょっと具体的にお話ししますと、幼稚園の方で気づいたのですけれども、のどが痛いというので見たら、フォークが刺さったような跡があったと。これは意図的にやったのか、あるいは過失なのかということも含めて、ケース会議を開いた事例がございまして。これは虐待ではなくて疑いということで、そのまま注意深く幼稚園も含めて見守るというケースがありました。

○小島委員 今回の関連で、児童相談所と幼稚園とは、何か話をすることはあるのでしょうか。

○指導室長 児童虐待の疑いも含めて、第一義的に機能するのは家庭支援センターになっています。直接児童相談所ということではないので、本区の家庭支援センターが窓口となっています。もう既に連携して連絡体制をとってございます。もちろん、小・中学校にも同様に連携してございます。

○小島委員 参考資料の4ページに「幼児人口推移」というのがありますね。この一番下の欄の平成24年度以降については、平成28年が3歳、4歳、5歳児のピークになるということで、それに対応して、私立幼稚園側と鋭意交渉をしていると思うのですが、例えば平成28年の幼稚園対象人口が6,226人になった場合に、幼稚園を希望する幼児を公立と私立で全員受け入れることができるような体制に、今、話し合いとしてなっているのですか。

○教育政策担当課長 今年度、第3回港区議会定例会で港区立幼稚園の3年保育の拡大を求める請願というのが提出され、全会一致で採択されました。これを受けまして、私立幼稚園側と交渉を行

い、さらなる定員拡大について提案したのですけれども、交渉の結果、芝浦とにじのはし幼稚園の定員増という結果になっております。実際、定員拡大を図っているのですけれども、平成24年度園児募集につきましては、3歳児185名の定員に対して347名の応募ということで、162名のご希望に沿えない状況となっております。今後とも、公私立ともに幼児教育を推進するという考えのもと、区内全体でさらなる拡大に取り組む必要はありますので、可能な限り、私立幼稚園側でも区内在住の子どもにも就園してもらうように、区内在住者の優先的な入園について協力を要請するとか、今後、区立側でも、可能な限り拡大に向けて協議していきたいと思っております。

○小島委員 港区のお子さんであることは確認していないので、幼稚園に入りたいというお子さんは全員、区立幼稚園、私立幼稚園、いずれかの幼稚園に入れるようなキャパシティを区立と私立で準備しなくてはいけないと思うのですが、その点に関しての公私立の考え方の違いが、今後のこういう幼児の児童数の動向に合わせて、ある程度迅速に話し合いがうまくいくのかどうか、心配な面があるのでお聞きしたのです。そこら辺は、「いやいや、そう心配しなくても、幼稚園を希望する者は大体受け入れできそうだ」ということでしょうか。

○教育政策担当課長 資料の4ページの中で、例えば3歳児は平成27年が2,135名でピークという形になってございます。それ以降、28、29、30年度ということで幼児数が減少するという推計になってございます。そういった部分を含めまして、早急に私立幼稚園側と調整をしていきたいと考えてございます。

○小島委員 区内に住む子どもたちが幼稚園に入りたいけど入れないというような状況は何とか避けて、入りたい子どもたちが私立、区立の両方で全員受け入れられるような方向に持っていくのが、我々教育委員会に課せられた責務という気がするのです。私立幼稚園側とよく相談して、うまくやっていただきたいという要望なのです。

○綱川委員 よろしいでしょうか。まず1つは、私立幼稚園の場合に、区内の在住者の割合とか、そういうふうなところに触れていないので、触れなくてもいいのかなというのが1点。

もう1点は、「策定の目的」の最初の5行ですけれども、幼児人口が減ってまた増えている。「こうしたことを背景に幼稚園数も」と書いてありますが、その幼稚園数が、この結論というか目的の「現在に至っています」というところまで、この上の文言と下の「こうしたことを背景に」というのがつながっていないのですね。そこはちょっと検討なさったほうがいいのかなと思うのです。

○教育政策担当課長 「策定の目的」の部分は表現を工夫したいと思います。それと、私立幼稚園の区外から私立へ来ている人数ということですか。

○綱川委員 特に港区の有名私立幼稚園と言われているところは区外の子が多いわけです。公立幼稚園の定員を増やしてもらっても、その人数とのバランスが、将来的に全入とか、そういうことがうまくいくのかなと思いました。

○教育政策担当課長 私立幼稚園の方でも経営方針があるかと思いますが、できる限り区内在住者を就園させていただきたいという要望は引き続き続けていきたいと思っております。

○澤委員 一つ現状をお聞きしたいのですけれども、特に綱川委員が今言われた「公私立幼稚園が

ともに担う港区の幼児教育」という、この理念というか考え方に通じるのですけれども、実際問題として、私立幼稚園との連携はどうなっていますか、研修とかを一緒にやるとか、そういうことも行われているというふうに聞いていますけれども、現状での連携は順調に進んでいますか。一時、我々が教育委員になったころは、私立と公立は対立とまでは言いませんけれども、3年保育を区に設置するのも私立側の相当な抵抗がありました。最近は随分ご理解もいただいているようなので、その辺の連携というのはどうですか。

○教育政策担当課長 研修につきましては、22年度の合同研修会の実績ということで、私立幼稚園から17名ほど参加していただいております。また、研修以外の部分で、今年度から特別支援アドバイザーを私立幼稚園3園に派遣してございます。さらに、幼稚園カウンセラーの私立幼稚園の活用につきまして、23年度、月1回ですけれども、4園ほど実施しているところでございます。

昨年度から公私立幼稚園連絡協議会につきましても、22年度は5回ほど、23年度につきましても3回ほど実施しておりますので、今後とも定期的に回数を増やしていければと思っております。

○澤委員 私立幼稚園とのコミュニケーションは随分充実してきているのですね。

○教育政策担当課長 平成21年2月、幼児教育振興アクションプログラムを策定しまして、その進捗状況について私立側とお話しする機会もこの改訂検討委員会の中でございました。まだ実施していない事業につきましても、今後連絡協議会の中で、具体化に向けて協議してまいります。

○澤委員 ありがとうございます。

○教育長 今のご意見は大変重要なところだと思うのです。港区はこの幼児教育振興アクションプログラムを文科省の策定に合わせて全国でも初めて、一番早くつくったのです。当然ながら、公私立の幼稚園はしっかり連携して、港区の幼児教育を充実したものにしなければならないという目的から、このアクションプログラムを作成して、私立と公立の連携を図っていこうということでこの計画をつくりました。それで、3年たって、今、見直しを図っているわけですけれども、このつくったことが一つの強い連携の力だと。これに基づいて、様々な施設整備とか、教職員の研修の問題とか、連絡体制だとか、公立の方の3年保育の充実とか、そういった課題の一つひとつ対応できたのは、これをつくってからです。平成20年度にこれを立ち上げてつくって、21年度からの計画にしたということです。したがって、今、担当課長の方から話がありましたように、3年間でできたこととできなかったこと、これを真摯に評価して、そして、できなかったことについてはまたさらに充実していくということがこの後期の3年の改定の中心になってきます。それが1点です。

あと、一番大きな課題は、先程小島委員からお話がありましたけれども、幼児人口の増加に伴って、幼児教育、幼稚園教育を望む保護者、子どもたちをしっかりと受け入れていかなければならないという課題があります。その中で、今、担当課長から話がありましたように、私立幼稚園の定員が増えない、増やすことができない中で、港区民の子どもたちの率を上げてもらいたいという願いを出しているわけですけれども、こういう要請を出せるようになったというのも、連携の一つの表れかなというふうには思います。

しかし、これはなかなか難しいというのは、これは表現をちょっと変えなければいけないのです

けれども、7ページの課題のところに「私立幼稚園の定員との関係上、全3歳児の受入は困難であり」と書いてあるのです。これは、私立幼稚園の定員が増えないので、私立幼稚園では全3歳児の受入れは困難だという意味だと私は思うのです。「区立幼稚園がその分を補う関係のあり方が必要と考えることもできます」というのですけれども、この表現はちょっとおかしくて、区立幼稚園は私立幼稚園の補完的な立場ではありません。あくまでも、主体的な存在として区立幼稚園はあるわけで、区立幼稚園を選択してくださる区民がいらっしゃるわけですから、これは主体的な表現として変えていかなければいけない。補完ではない。しかし、区立幼稚園は区立幼稚園で施設上の問題とか課題というのはあるわけで、現状では、3歳児の全入というのはなかなか難しいというのは確かだろうと思います。しかし、4歳、5歳児は、幼児教育の重要性というものを見たときに、これは必ず入れるという姿勢、態度で臨まなければならない。今年度もそういう選択の中で、後で学務課長に話をしていただければわかると思いますけれども、4、5歳は皆さん大体入れるというような対応にしているわけです。

そういうことで、このプログラムについては、細かい文言等々これから素案として出しながらしっかりとしたものにつくり直していかなければならないなというふうには思っています。

○半田委員長 今、高橋教育長からお話がありましたように、公私立幼稚園の相互の交流、そして、連携があります。公立は公立の良さがあるのですが、やはり私立は私立の良さがあるって、お互いよく情報交換することで、いいところを吸収し合って、それを活用できたらと思っております。例えば、私立の幼稚園はお母さんの出番がとても多くて、お母さんたちがしょっちゅう幼稚園に来ていらっしゃる。一方で、公立幼稚園は、例えば、「このおもい掘りはお母さんたちも一緒ですか」というと、「いや、子どもだけです」とか、「このお誕生日会はお母さんたちも来るのですか」というと、「いや、子どもだけです」とか、意外とお母さんは送り迎えだけで、行事の参加など中に入るのは、私立と比べると少ないのかなという印象があります。それがいいか悪いかは分からないのですが、お互い、面倒くさいところもあるけれども、いいところもあるということをお互い吸収し合い、情報交換できるといいなと感じました。この間、にじのはし幼稚園の研究発表会で、全国から色々な地域の先生が集まるチャンスでございますので、講演を聞いて解散ということではなく、情報交換をしたり、いいところをお互い吸収したりするような場になるといいなと思いました。こういういい先生方を確保することも大切ですし、親としては、子育ての悩みというのはたくさんあると思うのですが、そこを解消しながら、そしてまた行政がバックアップできるように、そこを意識してまた細やかにすると、もっともっと効果が出るのかなというふうに考えています。

○教育政策担当課長 今ご指摘いただいた部分、非常に重要な点かというふうに私どもも考えてございます。今回、素案の本編の2ページ目のところをご覧いただきたいと思うのですけれども、上から7行目の部分、「幼児教育は、幼児一人ひとりが持つ良さや可能性を見だし、その芽を伸ばすことをねらいとしています」ということで、「家庭、幼稚園、地域、それぞれが有する教育機能を互いにさらに発揮し連携しながら、港区の幼稚園教育の質を高め、提供していくことが必要です」ということで、基本的な考え方のもとになる部分だと思いますので、その辺を重視してと思います。

○澤委員 私が地元の幼稚園の先生から言われたのは、幼稚園というのは、もちろん子どもを教育するのが中心ですけれども、親としても勉強していると。お互いのコミュニケーションということで、子育ての不安とか、負担感とか、そういうものを共有しています。他の人と話してみると、「ああ、みんな同じ悩みを持っている」とか、「そんなことはない」とか、それがすごく重要だと思うのです。

このアクションプログラムとはちょっと外れるかもしれないのですけれども、要するに幼児教育というのは、幼稚園機能と保育園の機能と両方あって、それを一元化するという国の方針が出ていますよね。そういったことは、教育政策担当課長としてはどのようにお考えですか。我々はもちろん国の方針に従わざるを得ないわけですけれども、うちは幼稚園教育にも相当力を入れているので、そういう方向が出た場合にどうしたらいいのか、そういったことはある程度は少しずつでも考えていかなければいけないのではないかと思うのです。

○教育政策担当課長 このアクションプログラムの改訂委員会の中でも、幼保一元化のことについて触れる必要はないのかというご意見もございました。教育委員会としましては、国の方の動きがもう少し具体化した上でないと、本プログラムの6年間の行動計画として、表すのは難しいというふうに回答を差し上げたところでございます。国では一定程度の方向性は出ているようですけれども、もう少し具体的な方針が打ち出されてから反映すべき箇所については改訂していくつもりでございます。

○半田委員長 他にございますでしょうか。

○教育長 7ページの「教員の資質及び専門性の向上」の「研修の機会の確保」は、これでいいと思うのです。「課題」が5行書いてあるのですけれども、「また」からの後、「今日的課題として、家庭や地域社会の教育力の低下等の課題に対応するため、幼稚園教員の資質や専門性を高め、区の幼稚園教育の質的な向上を図っていくことが求められます」と。なぜここは「区」だけなのですか。

○教育政策担当課長 公私立含めて区全体の質的な向上を図っていくという意味で記述している部分でございまして、表現を改めたいと思います。

○教育長 では、私立幼稚園も含めてということですか。区立とか私立とかいうことではなくて、区全体のという意味だったら、ここに「区」は要らないですね。

○教育政策担当課長 はい。

○小島委員 今、教育長の質問と同じようなことを私も考えていたのですが、このプログラムの中で、例えば14ページの「私立幼稚園施設改善の支援」とか、13ページの「私立幼稚園保護者負担金の軽減」とか、これは私立幼稚園に対してこうですよという部分、これははっきり私立幼稚園のことだと書いているのですけれども、それ以外のことについては、あまり「公立」「私立」というふうに述べられていないような感じを受けるのですね。そうした場合に、このアクションプログラムの中で、「3年保育の充実」云々というのは区立幼稚園の問題点として大きく取り上げられるでしょうけれども、教育委員会として、公立幼稚園、私立幼稚園全体のことを考えてこういうものを書かれているのですよということなのではないかと、私立幼稚園の教育に対して教育委員会はどの程度

までコミットするのか。そこら辺の基本的な考え方はどうなるのでしょうか。今、私立幼稚園の教育力を向上するために教育委員会は全面的にバックアップするのだという考えのもとにやっていると思うのですが、どこまでコミットするのか。公立のためでもあるし、私立のためであるという面と、公立だけなのかなとか、この書き方ではその辺がちょっと分かりにくいという感じを受けるのですね。そうすると、今度、教育委員会が私立幼稚園の教育の向上のためにどこまでコミットするのかという点まで突き進んでいくという疑問を感じるものですから。

○教育政策担当課長 このアクションプログラム全体につきましては、公私立で港区の幼児教育を進めていこうという行動計画という位置づけにしております。私立幼稚園につきましては、同じ幼稚園教育要領に沿った形で教育を展開しているというのが基本なのですが、それぞれの教育理念に基づく建学精神にのっとった教育を展開しているということで、そういった部分につきましては各私立幼稚園が続けるべきところであると思います。あくまで区の幼稚園教育全体の環境整備、また基盤の充実という部分で公私ともにやっていくというふうに解釈いただければと思います。

○綱川委員 今おっしゃっていたとおり、港区の場合は公立で全部吸収できないから私学にお世話になっているというのがあると思うのですが、保護者が選んで私学に行く方もいらっしゃる。建学の精神とか、宗教法人的なところがやっていらっしゃる場所もあるというところで、今、小島委員がおっしゃったように、どれだけコミットできるかというのは、安全・安心とか、そういう部分にいくのかどうかというのが将来的方針としてどうなのかなというのが、今ではちょっと分からないというのが1点。

あと、私の聞いている範囲だと、公立は親の出番が結構多くて大変だというような話。大変だというのは、一緒にやっているよということをよく耳にするのですね。先程、半田委員長は私学の方が大変だというお話でしたが、港区の幼稚園のことを聞くと、そのような感じがするのですけれども、その辺というのはどうなのですか。

○教育長 半田委員長は私立にお子さんを通わせたので私立のことは分かる。公立の方は公立のことは分かる。では、両方分かるかということと、親御さんが一緒にやっているかどうかという比較はなかなか難しい。ただ、両方からそういうお話があるということは、幼稚園教育というのは、保護者、教員、園が一緒になってやっているということには間違いはない。事実ですよ。それはそれでいいと思うのですね。

もう一つ、建学の精神ということ。17ページに「公私立幼稚園がともに担う港区の幼児教育」と書かれているのですが、保護者が選択の幅を広げるためには、私立の建学の精神にのっとって、そこに入れたいという親御さんもいらっしゃるし、そうではなくて、無宗教の環境の中で公立幼稚園で幼稚園教育要領に基づいた教育をやってもらいたいのだという人もいらっしゃるでしょう。それはそれぞれですね。ですから、教育委員会が私立幼稚園の指導内容、あるいは教育内容について指導を加えていくということはありません。我々の管轄の中に私立幼稚園があるわけではありません。あくまでも協力関係で港区の幼稚園教育と一緒にやっていきたいと思います。そういう中で、一緒にできることはこういうことです、協力関係にすることはこういうことですと

いうことをここに掲げているのではないかと思うのです。

○小島委員 今回の点ですが、私立幼稚園の行政的な管轄は区の教育委員会になるのですか。

○庶務課長 私立学校につきましては、基本的には都道府県の知事が指導監督権限を持っています。東京都の場合、その事務の一部について、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」いわゆる特例条例により東京都から各区に権限が委任されております。港区の私立幼稚園の場合で言いますと、区長が都知事から委任を受けて、指導監督権限を行使することになります。その区長から教育委員会が補助執行という形で事務処理を委任されています。ですので、現在、庶務課が私立幼稚園の指導監督を担当しておりますが、制度的にはそういった委任関係にあります。

○小島委員 そうすると、委任のまた委任、再委任されている形ですか。

○庶務課長 都知事から指導監督権限が区長に委任されて、区長からさらに補助執行という形で委任され、教育委員会が事務処理を行っているという形になっています。

○教育長 指導内容についても、その指導権限があるなしというよりは、事務の関係、定員の問題だとか、施設に関する問題で、違反がないだとか、そういった関係ですよ。

○小島委員 例えば私立幼稚園で何か不祥事があった場合、その不祥事について公的に監督するのはどこになるのですか。

○庶務課長 現状で言いますと、補助執行を受けていますので、庶務課が直接の担当となります。ただし、その不祥事の内容にもよりますが、学校の設置認可とか、そういったものに及ぶような不祥事の場合は、最終的には東京都が設置している私学審議会に諮り、場合によっては設置の認可を取り消すということがあります。

○小島委員 補助執行は幼稚園だけですか。小学校はどうなのですか。

○庶務課長 現在、区長に委任され、さらに補助執行を受けて庶務課が担当している事務は、私立の幼稚園と各種学校、専修学校のみです。

○小島委員 私立の専修学校というのはあるのですか。

○庶務課長 はい、ございます。一般的に専門学校といっている学校です。各種学校の中には、例えば西町インターナショナルスクールのようにインターナショナルスクールも入っておりますが、外国人を対象にする学校は委任の対象になっておりませんので、東京都知事が依然として指導監督権限を持っております。

○澤委員 なるほど。許認可が東京都。

○庶務課長 おっしゃるとおりです。本来は東京都です。

○小島委員 庶務課で私立幼稚園を指導監督できるのですか。

○庶務課長 はい、できます。ただし、学校として東京都の基準に沿って施設整備をして、あるいはクラス編制をし、教員の配置をしているどうか。そういうことについて監督権限がございしますので、その基準を満たしていない場合には指導することになります。

○小島委員 教育内容については関与しないということですか。

○庶務課長 私立の存在基盤として、先程教育政策担当課長がご説明したように、いわゆる建学の

精神、理念に基づいて教育をしておりますので、その部分については行政は関与できません。

○小島委員 分かりました。

○澤委員 私学の保護者が指導方針とか内容について、今、俗に言うクレームを、例えば区の教育委員会の指導室とかに言ってきても、こちらとしては何もできないわけですね。

○庶務課長 私立幼稚園に関する限りは、教育委員会にそういったクレームを寄せられたとしても、それに対して直接的に指導するとかいったことはできませんので、基本的には、通っていらっしゃる私立保育園に保護者から直接申し入れていただくこととなります。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第1号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第84号(平成23年) 港区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について(継続審議)

○半田委員長 では、次に、平成23年議案第84号、「港区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について」。こちらの議題につきましては、昨年12月の教育委員会定例会において説明を受けておりますが、庶務課長、補足説明をお願いいたします。

○庶務課長 前回の説明と重複する部分がございますが、改めて、改定の趣旨等についてご説明いたします。資料の新旧対照表をご覧ください。改定の主なものについてご説明申し上げます。

まず、教育目標本文でございますが、50年ぶりにスポーツに関する法律が全面改正されまして、スポーツ推進法が制定されました。そのことを受けまして、教育目標においては、従来、スポーツについての記述がなかったのですが、それを明示してございます。

それから、教育目標の新旧対照表の2ページになりますが、同様の趣旨で、従来、生涯学習の分野の標語につきましては、生涯学習の部分とスポーツの部分と一緒にしておりましたのを、スポーツ推進法という法が制定されたことを契機に、また、前回の委員会でご審議いただいたスポーツ推進計画も新たな計画として策定し、スポーツについて特にこれから力を入れていくという趣旨も含めまして、スポーツの項目を独立させて1項目追加してございます。

それから、3ページの基本方針2でございますが、新学習指導要領において「基本的な生活習慣の確立」、あるいは「学習習慣の定着」といったものが規定されたのを受けまして、基本方針2の中にそのことを明示的に示してございます。

4ページは、その基本方針自体を改正したことに伴って、必要な整理をさせていただいたものでございます。

5ページの一番下でございますが、ここもやはり、教育基本法におきまして幼児教育という項目が新設されたことを受けまして、「幼児教育の重視」という視点が入りましたので、そのことと、さらに、港区において、幼少の連携、あるいは小中一貫教育を進めてございますので、この二つを合

わせまして新たな項目として追加してございます。

それから、6ページ、(11)でございます。説明欄にありますとおり、現在、社会教育委員の会議で学校を支援する地域の仕組みの検討をお願いしてございますが、今後地域による学校の支援といたことがより重要になるということを受けまして、新たにその部分について項目を追加してございます。

それから、7ページの下段になりますが、食育の重要性の認識を受けまして、新たに「食育」を独立した項目として追加してございます。

8ページでございます。東日本大震災等を踏まえまして、改めまして「防災教育」、あるいは「安全、安心」の重要性が高いという認識のもと、この部分について1項目新たに追加してございます。

それから、9ページでございます。(2)の冒頭の部分につきましては、内容的には従来と大きな変化はございませんが、表現等を全面的に改定してございます。(3)の国際理解教育も同様でございます。(4)につきましては、現在、港区の教育委員会で取り組んでおります国際学級の開設といったことを踏まえて、それにふさわしい内容に文言修正をしてございます。

最後のページ、11ページになりますが、教育目標においてスポーツを明示的に示したこと等を受けまして、スポーツの部分につきまして独立した項目として追加してございます。

主な改正点は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 新旧対照表の3ページのところで、先程は触れられなかったのですけれども、(3)のところに「国籍」というのが入っていますね。今まで入ってなくて、今回「国籍」を追加としか説明はないのですけれども、特別にわざわざ「国籍」という言葉を入れる必要が生じたのでしょうか。

○庶務課長 特に必要性があるから追加したということではなく、従来の表現では欠けているとかいうことではないのですが、国籍によって差別的な扱いを受けるというような事象がまだまだあるということ踏まえまして、そのことをはっきりさせるという趣旨で「国籍」という言葉を追加したということでございます。

○綱川委員 というのは、今、経済制裁とか、そういう問題で、国籍の問題が出てくる可能性があるわけです。どこということではなくて、わざわざここに「国籍」を入れるということが、そこで障壁になったり、そういうふうになることはないでしょうか。

○庶務課長 ここは、人権教育の推進ということで、そういった差別があってはならないという趣旨の部分で、特に気をつけなければいけない部分につきまして項目を改定してございますが、先程ご説明したとおり、現状では、例えば今、綱川委員がご指摘された経済制裁にしても、もろもろの政治の動きにしても、国単位でそういった状況になることが多分でございます。教育の分野におきましては、基本的には政治と切り離れた形で、差別といったものがないような対応をしていく必要があるという趣旨でございます。

○綱川委員 港区の方針としてそこを入れたということですね。

○庶務課長 より丁寧に表現したものでございます。

○小島委員 1ページ目の「家庭・学校・地域社会」が、現行は「・」になっていますよね。改定案は「学校、家庭及び地域社会」ということで、「・」から「、」に直していますよね。それで、もう一つ、5ページの(8)で、現行、「家庭・学校・地域社会・関係機関」を「学校、家庭、地域社会、関係機関」に直していますが、「・」と「、」はどう違うのですか。

○庶務課長 明確にはっきり使い分けをする基準があるわけではありませんが、どちらかといいますと、「・」は、同じような性質のものを同列に並べる場合に使用し、「、」は、並列なのですが、そこに若干性質の違いがあるよというような意味合いで使うことが多いと理解してございます。

○小島委員 なるほど、そういう観点からですね。分かりました。

○綱川委員 僕も感じていたのです。「・」が「、」になっているところと、「、」が「・」になっているところと、両方あるのです。前回のときはそれで通っていて、今回また変えてというのは、時代によって違ったのかなと思ったのです。

○教育長 文言というのは、学習指導要領の書き方一つ、あるいはその年代によって変わるのです。だから、そういうのに合わせて文言整理をしています。

○綱川委員 「一人一人」が「一人ひとり」だったり。

○教育長 例えば3ページの基本方針に、「基礎的・基本的な学力の向上」と書いてあります。前の学習指導要領ではこれで1フレーズだったのですが、今は、「基本的な生活習慣」や何かが入ったものですから、この中が分かれてくる。これも一つの重要なポイント。学習指導要領によってということが書いてありますけれども。実は前はここはなくて、「基礎的基本的」という1フレーズ。そういうように時代の変遷とともに変わります。

○小島委員 なるほど、そういう意味、背景があるんですね。

○教育長 6ページのところの(11)ですが、これは、「学校支援地域本部等、地域が学校を支援する仕組みの検討を踏まえ、新たに追加」というのですけれども、「学校支援地域本部」、あるいは「コミュニティスクール」とか、そういう文言はまだこの中には入れていないんですね。それを入れないがためにこういう文言にしたのだと思うのですけれども、何かちょっと分かりにくいですね。「区立小・中学校でより多くの地域の人々が学校教育に関わっていくことができ」ということは、今まではできなかったのか。「港区ならではの教育カリキュラムの質の向上を図り」というのですけれども、ちょっと意味が通じないので、こういうふうにしたらどうかなと思ったのです。「区立小・中学校において、より多くの地域の人々が学校教育に関わっていくことで、港区ならではの教育カリキュラムの質の向上を図り、教員一人ひとりがより教育活動に専念できる環境を整備します」の方が簡潔で分かりやすいと思います。「いくことができ」というのではなくて、関わっていくことで、こうなりますよと。で、将来は、これが「学校地域支援本部」だとか、「コミュニティスクール」だとか、文言を追加していくということで、その方がいいかなと思います。

○綱川委員 今の件は、最終的には「教員一人ひとりが、より教育活動に専念できる環境を整備します」というほうに重点がいくような感じなのですが、そっちの理解でいいのですか。とい

うのは、前の「港区ならではの教育カリキュラムの質の向上を図り」というよりはそっちが強く読めるような感じになると思うのです。学校支援地域本部は、教員一人ひとりが教育活動に専念できることが目的なのか、質の向上が目的なのか、どちらでしょうか。

○庶務課長 そこは両方にかけています。「教育カリキュラムの質の向上を図る」と「教員一人ひとりが、より教育活動に専念できる」、この両方を達成できるような仕組みをつくりたいという趣旨です。

○小島委員 7ページの現行「いじめや不登校など」が、改定後「いじめや不登校、暴力行為など」と、「暴力行為」というのが入ったのですけれども、港区の現状で、教育目標にこの「暴力行為」を入れなければいけないような現状なのでしょうか。

○指導室長 毎年行っている問題行動調査で「暴力行為」という一項があって、今、数字は手元なくて申し上げられませんが、可能性としては今後もあり得ることです。

○小島委員 これを見て、「港区は暴力行為がいっぱいあるのか」というような感じを受けないでしょうか。

○教育長 その後につながる「児童・生徒の多様な課題に対応する」と。では、暴力行為はないのかといたらあるわけですね。それが他区に比べてどうなのかということや、増えているのかということになると、港区が増えているわけではないのだけれども、ないことはないわけです。生徒間暴力があったり、そういうこともありますし、あるいは、生徒の教師に対する暴力行為でけがをさせたこともあるわけです。そういう意味で、ここはより丁寧に、いじめや不登校だけではなくて、暴力行為も許さないという姿勢でいくということです。

○半田委員長 よろしいでしょうか。

○庶務課長 先程教育長からご指摘いただきました6ページの(11)が分かりにくいというのは、文言修正をさせていただきます。

○半田委員長 6ページに関しては文言修正を踏まえた上でということで、議案第84号について、原案どおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、平成23年議案第84号については、原案どおり可決することに決定しました。

第2 教育長報告事項

1 平成23年第4回港区議会定例会の質問について

○半田委員長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成23年第4回港区議会定例会の質問について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。平成23年第4回港区議会定

例会におきまして出されました代表質問及び一般質問についてご報告申し上げます。主要なものについてご説明いたします。

まず、自民党議員団の清原和幸議員からは、2点についてご質問がございました。この中で、理科教育につきましては、かねてから言われている、日本の教育の中で「理数離れ」が進んでいるといったような状況を受けて、一方では、港区ではこれまでも理科教育の支援のために様々な取り組みをしているということを踏まえて、理科教育という未来への投資について改めて教育長の所見を伺いたいという趣旨のご質問がございました。

これにつきましては、環境問題を含めて地球規模での大きな課題の解決に向けて、科学技術の発達・向上が不可欠であること、日本が従来から科学技術先進国として世界の発展に多大な貢献をしており、今後も大きな役割を担うものであるという認識のもとに、港区で取り組んでいるサイエンスアドバイザーの派遣等の具体的な事例を紹介する中で、今後、小・中の教員が一緒になって、理科の授業改善を図るための検討委員会を立ち上げる、あるいは理科教育のための小中一貫カリキュラムを構築するといった取り組みを今後進めていく。そういう中で、子どもたちが探究心を持って理科の授業に臨めるように指導を充実していくと答弁してございます。

続きまして、公明党議員団の古川伸一議員からは、2点のご質問がございました。この中で、避難所運営への中学生の積極的なかかわりについてですが、これは以前もこの委員会で報告をさせていただきましたが、3月11日の東日本大震災の際にお台場学園の中学生・防災ジュニアチームが避難所運営に大活躍したということ踏まえまして、今後、各中学校において防災ジュニアチームを立ち上げることが必要ではないかという趣旨のご質問がございました。

これにつきましては、中学生一人ひとりが、自らがチームの一員であるという自覚のもと、日頃から主体的に地域防災に携わる意欲や態度を醸成することは、これからの中学校教育において極めて重要なことと考えているという認識を示す中で、今年度から各中学校において授業として地域での防災訓練への参加を行うことを示していく中で、各中学校に防災ジュニアチームを立ち上げることについては、各地区の総合支所、あるいは防災課の支援を得る中で、地域防災協議会等の調整の上で積極的に検討していくと答弁してございます。

それから、みなと政策クラブの杉浦のりお議員のゆとり教育についてのご質問ですが、かつて詰め込み教育と言われた日本の教育の反省からゆとり教育になり、さらに、そのことによって学力の低下等が叫ばれることによって、現行の新学習指導要領になっている。この一連の流れの中で、港区においては月2回の土曜授業を今年度から実施しているわけですが、この土曜授業と教員のゆとり、子どものゆとりについて、その検証と効果、あるいは課題等について聞きたいという趣旨のご質問がございました。

これにつきましては、平日、ゆとりある時間割を編成したことで、落ちついた授業や補習の時間が確保できた、あるいは地域のゲストティーチャーを招いて茶道、和太鼓などの伝統文化を学ぶ授業やマラソン大会、あるいは地域を生かした体験的な活動が教育課程に組みやすくなったなどの成果が出ている。課題としては、従来、土曜に行われていた地域によるスポーツ事業とか、そういつ

たものとバッティングするような形が出てきて、それとの調整を図る必要があるといった課題がある。今後は、その検証を踏まえて各学校が特色ある教育課程を編成できるよう指導・助言をしていくと答弁してございます。

それから、共産党議員団の沖島えみ子議員からは、小中一貫教育の港区全体への展開についてのご質問でございます。現在、港区が改定を進めております教育振興プランの中で、将来展望として、小中一貫教育を全区に拡大していくことを検討すると示してございますが、そのことを受けて、お台場学園で港区で初めての小中一貫教育校が開設されてからまだ1年半しかたっていない、検証も十分ではないという中で、区全体に小中一貫教育を推進していくのは無謀であり、やめるべきだという趣旨のご質問でございます。

これにつきましては、お台場学園での成果の検証を現在行っていて非常に効果があるといったこと、それから、小・中学校の校長会において、教育経営研究会という研究組織の中で、お台場学園での成果と課題を踏まえた小中一貫教育の推進等について研究しているといったことをご紹介する中で、そういった検証、あるいは研究を踏まえて、その成果を朝日地区小中一貫教育校に反映していくと同時に、さらなる工夫と配慮をする中で、小中一貫教育を計画的に推進し、全ての小・中学校に反映していくと答弁してございます。

それから、社民党の阿部浩子議員の小1プロブレムについてのご質問でございます。これは、足立区が去年の4月に「あだち5歳児プログラム」という、保育園・幼稚園と小学校との連携を踏まえたプログラムを導入したことを引き合いに出されて、港区においても連携のための取り組みを強化していく必要があるのではないかという趣旨のご質問でございます。

これにつきましては、これまでも港区においても各幼稚園が小学校と密接に連携をしている等の事例を紹介する中で、今後とも、小学校との円滑な接続を目指して、思いやりや規範意識をはぐくむ教育を推進していくということ、及び、保育園・幼稚園・小学校連絡協議会での協議を継続して、幼稚園にとどまらず、保育園も一体となったあり方を検討するなど、区の幼児教育の充実に努めていくと答弁してございます。

それから、ミナトミライの横尾俊成議員の体系的な環境教育プログラムの導入についてですが、ご質問の趣旨は、小学校の授業に新たに環境科といったような教科を設けて、そこで環境教育のためのプログラムを推進していく必要があるのではないかということ、ご自身のお考えを示す中で、区としてどのような方針で環境教育を行っていくのか、あるいは副読本を導入することについてご質問をいただいております。

これにつきましては、これまでも既に港区では様々な形で環境教育の取り組みを進めており、座学だけではなくて、体験を十分取り入れた学習を進めている。あるいは、みなと子どもエコアクションという環境プログラムを推進しておりますが、こういった具体的な取り組みの事例を紹介する中で、今後とも特色ある環境教育を推進していく、また、副読本の導入については、現在、既に環境課が作成しているものを副読本として使っておりますので、そういった事例を紹介する中で、必要性も含めて調査・研究していくと答弁してございます。

それから、自民党議員団の土屋準議員のあきる野市の「みなと区民の森」の活用についてというご質問ですが、あきる野市に「みなと区民の森」という非常に素晴らしい教育の場がある、これをもっと活用していったらどうかという趣旨のご質問でございます。

これにつきましては、現在、「みなと区民の森」を活用した教育活動をしている学校が2校ほどございますが、なかなか進まないのは、あそこを利用すると一日がかりになってしまうため、授業時数が大幅に増える中では、学校として単独で取り組むのは難しい面があるということの説明の中で、可能な限り学校の授業での活用については引き続き学校に周知をしていくこと、それ以外にも、地域、家庭での「みなと区民の森」の活用に向けたPR、あるいはPTA等の協力による事業実施といったものを検討していくと答弁してございます。

それから、公明党議員団のたてしたマサ子議員の教員のメンタルヘルス対策についてというご質問でございます。たてした議員は、従前から、教員のいわゆるメンタル面の病気等による休職、あるいは退職の事例が多いということを非常に心配されており、改めてこのメンタル対策についてのご質問をいただいたものでございます。

まず、教員が相談できる場の確保についてですが、一番重要なのは、校内において同僚や先輩、あるいは校長等に気軽に相談できる職場づくりが大切であり、その次に重要なのは、専門家による相談・助言といったものが不可欠だという認識をお示しする中で、従来からもこういった対策に取り組んできていること、また、現在、港区独自に指導室に教育研究相談員を配置しており、基本的には学校に訪問して教員から教育に関する相談を受け、あるいは、助言しておりますが、その機会を活用して、単に教育相談だけにとどまらず、教員の悩み等に十分耳を傾けて適切な助言をすることで精神的安定を確保するといった取り組みを紹介する中で、こうした対策を今後とも充実していくと答弁してございます。

それから、精神疾患の早期発見とフォロー体制の整備についてですが、これは教育長自らが実践しておりますけれども、指導室を中心として、学校を訪問して授業参観をする機会が多くございますが、そういった機会を利用して、教員の表情等が気になる場合には本人に問いかけをする、あるいは校長にそのことを伝えているといったことをご紹介する中で、早期発見、あるいはフォロー体制、従来もそういう体制づくりをしてきましたが、より充実したものになるよう努力していくと答弁してございます。

最後の分掌事務と雑務の負担軽減策についてですが、これは、教員が自ら処理をしなくていいような事務処理までやっているといった実態があることを踏まえまして、今後、学校内における役割分担について検討すると同時に、事務処理の簡素化・効率化を進めていくと答弁してございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 古川議員の2番目の発達障害児の特別支援教育制度についてということで、相談体制の充実、それから、義務教育が終わった後の上部教育機関との連携ということ。これは当然今でもあるかと思うのですけれども、それをさらにもっと充実させることが必要だという趣旨なのでしょう

か。

○庶務課長 まず1点目は、現在既にございます就学支援シートを活用して、幼小連携の上で配慮を必要とする子どもたちの情報収集や支援のための体制づくりを進めておりますが、保護者から子どもが小さいうちにそうしたことを聴取することがなかなかできないといった傾向があることを踏まえて、この相談体制をより充実させていく必要があるのではないかと趣旨でございます。

これについては、従来から、臨床心理士である就学相談員を幼稚園等に派遣して、幼児の行動観察を通じて、就学支援シートの活用、あるいは保護者に対するきめ細やかな相談といったものを実施しておりますので、これをさらに充実していくと答弁してございます。

また、もう1点の上級教育機関との連携についてですが、小・中学校の義務教育だけではなくて、さらにその上、高等学校以上の高等教育に進む子どもたちに対する相談体制等の充実が必要ではないかという趣旨のご質問でございます。

これにつきましては、学校において校内委員会というものを設置しているわけでございますが、その中で、長期的な視点に立った支援のあり方について協議、あるいは発達支援センター等の助言を受けて、進路指導にあたっているといった実際の取り組みをご紹介をする中で、引き続き支援が受けられるよう、個別の教育支援計画、あるいは個別指導計画を進学先となる教育機関等に送付する、あるいは、校内委員会において話し合った内容について丁寧に情報提供していくといった密接な連携を図っていくと答弁してございます。

○小島委員 たてした議員の分掌事務と雑務の負担軽減策についてなのですが、先程の庶務課長のお話ですと、教員としてしなくてもいいような仕事もしている面があるので、それはやらなくてもいいのではないかとというような趣旨のご説明があったと思うのですが、どういう部分がそういうものに当たって、それはだれがやるべきなのでしょう。

○庶務課長 各学校には事務職員がおりますが、事務職員がやっていいような事務処理まで教員がやっているといった実態がございます。この辺を少し整理する必要があるという趣旨でございます。

○小島委員 澤委員と、港区の前副校長先生にお会いしたことがあるのです。そのときのお話で、地域の人が学校施設を利用するときの受け付けから始まって、最後に電気を消すのとか、そんなようなことまで、結局は副校長が最終的にやらざるを得ないというような事例があると聞きました。そういうのは、できれば、学校の教員ではなくて、今おっしゃった主事さんとか、あるいは、主事なら庶務課になるのでしょうか、あるいは生涯学習推進課になるのか、どこかは分かりませんがそんな話があったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○庶務課長 実態として、副校長にかなりの負担がかかっているということは承知してございます。今ご指摘いただいた、地域への開放については、現行の学校の組織の中ではなかなか対応が難しい面があり、必然的に副校長がやらざるを得ないということになっております。この部分につきましては、学校施設の管理運営のあり方も含めて少し検討する必要があると考えております。

他の自治体での事例ですと、そういった部分だけを専門に扱って、ある意味では、学校といえど、学校施設の使用については最優先の利用者の一員というようなとらえ方をして、まず学校が必要な

ときは確保するけれども、あいたところはどんどん地域に貸し出すといったような仕組み、あるいはやり方、それを進めていくためには、どうしても現行の学校組織だけではなかなか難しい面がございますので、別の仕組みも必要ではないかと考えております。

○小島委員 学校の先生の負担が多いと言われていたので、できるだけそういう点はほかでカバーするようなことをぜひ考えていただきたいと思います。

それからもう1点、精神疾患の早期発見云々ということで、先程のご説明ですと、指導室にそういう相談体制という窓口があるというようなお話だったのですが、指導室で年間にどの程度そういう相談があるのでしょうか。

○指導室長 アドバイザーという立場で、主に退職者、管理職の先生が出ています。例えば、1学期の授業観察をして、例えば保護者への対応でちょっと困っていると、そういう細かい話の相談に乗ります。1学期、2学期、3学期で大体3回ぐらいあるのですね。定期的に観察することによってその教員の成長も見られますので、そういうための役割を担っていただきます。また、月1回報告会がありますので、私もできるだけ出るようにして直接指導しています。

○小島委員 個々の教員が気軽に相談できるような体制になっているのでしょうか。

○指導室長 今お話ししたのは、主に若手教員が多く、初めての採用という教員を中心にしておりますので、ほかの教員につきましては各学校の方で様子を見ているということがございますけれども、我々教育委員会事務局としまして、また指導主事も担当校を決めて学校等を細かく回る中で様子を把握して、管理職に「この先生はどうなんですか」ということで応援するような体制をとっております。

○小島委員 未然に防げるものであれば防げたほうが、その先生にとってもそうだし、学校の子どもたちにとっても、先生がある日突然病気で休みするという状況は影響のあることだと思いますので、できるだけそういうことにならないようよろしくお願いいたしますと思います。

○半田委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

2 御成門小学校の寄付の受領について

○半田委員長 次に、「御成門小学校の寄付の受領について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

御成門小学校につきましては、昨年、開校20周年を迎えまして祝う会を催したところでございますが、このたび、この開校20周年を祝う会から、裏面にございますとおりの寄付の申し出がございまして、港区としてもありがたく受領させていただきました。

ご寄付いただいたものは、裏面の白黒ですとちょっと分かりにくいので、今、カラーの写真をお返ししますので、ご覧いただきたいと思いますが、メモリアルモニュメントで、御成門小学校の礎となりました7校、さらに御成門小を含めた合計8校の校歌及び思い出の映像を流す設備でございまして、使用目的は、資料記載のとおり、玄関ホールに設置し、必要に応じて鑑賞できるようにすることとさせていただきます。価格につきましては、見積もり段階で資料に記載のとおりのかかなり高額

となっております。目的は、資料記載のとおりでございます。その他といたしまして、寄付をしていただいた寄付者の方に感謝状を贈呈して謝意を表現させていただきます。ご説明は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 祝う会からこういうものを寄付していただいて非常にありがたい話だと思うのですが、今までこのような高額なものはありませんでしたか。

○庶務課長 過去に例がなかったかと言えば、なかったわけではございません。過去に、個人の方ですが、総額300万円以上の絵画をご寄付いただいた事例もございました。

○半田委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

3 各PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会について

○半田委員長 次に、「各PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー3「各PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会について」、ご報告を申し上げます。

表紙のとおり、幼稚園PTA連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会で11月に懇談会を実施させていただきました。その概要について、簡単にご説明をさせていただきます。

1ページおめくりください。幼稚園PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会です。テーマは、一つは「3年保育の現状と課題について」、もう一つは、教育委員会の方からお願いをいたしました「教育振興プラン改定について」ということで、二つでございます。

3年保育の現状と課題については、「3年保育の拡大の充実をずっとやってきていてありがたいけれども、兄弟優先枠というのが課題ではないか」ということでご提案がございました。これについて事務局からは、「兄弟優先枠を設けるということは、他の多くの希望している方から見ると特例的な扱いとなるので、現状としては実施は困難」というふうにご答えています。

また、「小学校では学区優先というのがあるのだけれども、幼稚園ではないのですか。適用はどうでしょうか」ということと、「廃止された幼稚園がありますが、その復活はないのでしょうか」というご質問がございました。「学区優先枠というのは、地域、小学校区ごとにバランスよく幼稚園が配置されているわけではないので、これもなかなか難しい」と。それから、次の2ページをご覧くださいと、「廃止となった幼稚園の復活も現状では大変難しい」というふうにご回答しています。

それから、預かり保育の時間に関する事で、「にじのはし幼稚園と高輪幼稚園で16時30分までとなっているけれども、何か配慮されているのか」というようなご質問に対しては、「幼稚園の預かり保育は、親の支援であるけれども、働く保護者を想定したものではない。子どもの幸せのためにその時間の設定については議論をするべきだろう」というような回答をしております。

最後に、幼稚園PTA連合会の方からは、幼稚園教育の魅力を維持し、発信して欲しいというような要望で終わっています。

それから、教育振興プランにつきましては、幾つか出ております。「人権教育とは何か」というよ

うなご質問、それから、「幼稚園長と小学校長とを兼任にしているけれども、どんな仕組みになっているのか。兼任の校長は幼稚園教諭の免許を持っているのか」というようなご質問がございます。人権教育については、「自分も人も大事にすることです」というような回答、それから、兼任については、「もともと幼稚園は小学校に附属的につくられたところが多いので、校長が兼任している」というような経過、それと、「そのため、免許がなくても兼任している場合がある」というような現状について回答しております。

また、小中一貫教育校について、「メリットと今後の課題」ということでご質問がございました。小学校と中学校の接続が良いというのが小中一貫校のメリットです」と。それから、「小学生が中学生の発達した能力を近くで体験することによって向上心が生まれ、中学生は自信となり相乗効果があります」というような回答をしております。

それから、「日本文化についてどんなふうに考えていますか」ということで、「日本の伝統文化が大変重要であるというふうに考えています」ということで回答しています。

また、幼稚園教諭の人事異動について、「3月中に離任式を行う地方があるけれども、東京都では4月1日になって初めて異動がわかるというような状況は改善できないか」というようなご質問がございました。これについては、「異動の基準やルールについては東京都が決めているので、それぞれのやり方にもよさがあるのでご理解をいただきたい」と回答しています。

最後に、砂場の面積ですけれども、これは、「園の状況に応じて検討して実施しています」というようなやりとりをさせていただきました。

幼稚園PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会は大変和やかに終わりました、もっともっと知りたかった、教育委員会や幼稚園の仕組みなどについて知りたいというような感想をいただきまして、皆さんお帰りになりました。

続きまして、小学校PTA連合会と教育委員会事務局との懇談です。先程小島委員からお話がありました、教員が児童と向き合う時間を多く持つということが一つのテーマで、もう一つは、教育振興プランです。「学校では事務職が配置されているのに、教員との業務を明確にし、効率よく学校運営をしていただく工夫が必要なのではないか」というようなご質問です。「事務職については指導しているけれども、今後、特に副校長の負担軽減や改善を図っていきたい。学校によっては平日に会議を入れないように工夫し、放課後に教員が児童に向き合える時間をつくっているような学校もある。しかし、児童と向き合うことも重要なだけけれども、副校長の仕事というのは、教員の指導力を高める、そして魅力ある学校づくりをするというのが副校長の主たる業務なので、そのところはご理解いただきたい」というような回答をしております。また、「事務職との区別で言うと、配管の修理などの業者対応を副校長がやる場合があるそうだが、やる必要はないのではないか」ということで、「東京都の事務職員の業務内容等を示しております」と答えています。

また、小学校PTA連合会の方からは、「管理職教育として、マネジメント能力を高めていくような必要があるし、また、本部としても、教育委員会は現場がやりやすいような配慮をして管理監督していただきたい」というご希望が出ています。

それに対して事務局からは、「副校長研修会などでいろいろな情報を交換することや、そういう研修などを実施しています。また、教員たちが子どもたちのために動きやすいように事務局も努力していきたい」というような回答をしております。

また、「教員が地域の行事に携わることについては、勤務としてやっているのか」という質問については、「ボランティアとして自分の意思で参加している。勤務ではありません」ということで回答しています。

「教育振興プラン」につきましては、まず、「学校地域支援本部の設置というのはどんなものですか」ということで、「学校教育そのものに地域がかかわるような仕組みです」という回答をしております。また、7ページの下の方、「保育園との連携に関して記載がないけれども、記載しないのか」というようなご質問がございまして、「教育振興プランに反映させていただきます」というような回答をしています。

また、「計画に対して実行の結果が伴うはずで、結果について公表していくのか」というようなご質問がありました。「定性的にしか把握できないものについては結果を評価するというのはなかなか難しいけれども、教育振興プランも基本計画に合わせているので、最終的には成果指標のようなものをつくっていく必要があるだろう」というようなご回答をしています。

最後に、中学校PTA連合会との懇談会では、中学校PTA連合会からの懇談テーマは「土曜授業日における出欠の対応について」ということ。これは、「高校の見学会、説明会に行くときに、土曜授業と重なってしまい、やむを得ず学校を欠席するケースがある。しかしながら、受験の際に欠席日数の制限がある学校も多くて、これは何とかならないでしょうか」というようなご質問でございました。

事務局の方からは、「高等学校の説明会などを調べたけれども、午前中の授業と重なると思われるような学校は2校だった。また、ほかの学校では、午後や日曜、祝日に行くなど、応募者が参加しやすいような工夫を行っていて、都立学校については中学校長会からも申し入れをしています」と回答しています。「それを出席にするとか欠席にするとかというような判断というのは学校長が行うのですか。統一的な考え方が必要なのではないですか」というようなご質問に対して、「最終的な判断は校長が行う必要があり、一般論では論じられないけれども、基本的には学校での教育活動には当たらないので、出席扱いにするということとはできないのではないか」というご回答をしています。

また、「受験に対する情報が少なく、親が頭を悩ませている」というような現状については、「教員もたくさん情報を持っているので、ぜひ担任などに率直に相談していただきたい」というふうにご回答しています。

「教育委員会も一緒になって保護者の受験に対する不安を減らしてもらいたい」ということでご質問がございまして、「進路指導については一人ひとりに対応していくことになるけれども、ぜひ風通しのよい担任との関係をつくって率直に相談してほしい」ということで締めくくっています。

最後に、教育振興プランの改定についてです。「部活動に関する外部指導員の選定や予算について」ということでご質問がございまして、「大体1時間2,000円の予算で1,200万円程度の予算

を確保している。また、選定については各学校で行っている」というようなこととお話ししています。

また、「給食の食材に関する放射能濃度の検証などをプランに明記すべきだ」というようなご質問がありまして、この段階では、「測定と公表について基本計画に明記をしている。変更プランについて検討をさせていただく」というふうに回答していますが、その後、計画に反映をさせたということになっています。

それから、小中一貫教育校ですけれども、「朝日中学校以外に計画はどんなふうになっているのか」「小中一貫教育校と学校の選択希望制についてどんなふうに考えているのか」「小学校の行事、中学校の行事の扱いについてどう考えているか」ということで3点のご質問が最後にございました。これは教育振興プランの中に書かれておりますが、「小中一貫教育校については、朝日中学校が27年から、その他の学校については、隣接するすべての小・中学校で27年度から施設隣接型の設置を検討していく」というふうに書かれている内容についてご説明しています。また、「小中一貫教育校と選択制については今後も変えるつもりはないけれども、他の小学校から7年生に入る場合に、教師のフォローなどが必要だろうというふうに考えている」という回答をしております。3点目ですが、「入学式などの取り扱いについては、合同でしたほうがより効果が見られるような場合については一緒に行っていきます」ということで回答しています。

「検証がされたら、まとめ次第情報提供していきます」ということで三つの懇談会は終了しております。以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 事務局とPTA連合会との話し合いをこれだけ詳しく報告されたのは初めてですね。非常に現実的で生々しいというか、PTAさんが抱えている課題が伝わってきて、我々も幼・小・中の役員さんと話す機会はありますけれども、これはこれですごく参考になるなと思って聞かせてもらいました。

○綱川委員 先程の区議会議員の質問とこちらも同じようなことが踏まえられていて、学校の先生の対応と管理職の対応、事務的なものへの対応というのは、今、非常に多岐に渡っています。私もたまに学校へ行ったりすると、その辺のご意見も色々あるということを知っています。

他区ですけれども、東京都の教育委員会のホームページなどを見てみると、今、休職なさる副校長先生が非常に多いのですね。いろいろな要因はあると思うのですが、少しでも教員に対するメンタルヘルスケアの問題と、本当に教育に関われるような体制づくりというのをしていかなければいけないなと感じました。意見ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 この資料の扱いなのだけれども、これは教育委員会の資料として出されていますが、校園長会での扱いはどうなのでしょう。

○生涯学習推進課長 校園長会には、いつもお話しはしています。事務局で、今日こちらに報告をした後、資料をどんな形でつくろうかということで検討しているところです。

○教育長 部活の問題とか土曜授業の話など、学校を運営するに当たっては非常に重要な保護者の

声なので、できるだけ手を加えずありのままを見てもらったほうがいい。その方向でぜひ検討して下さい。

○小島委員 1 ページの一番下の事務局の回答について伺いたいのですが、「芝地区では赤羽幼稚園しかないように、地域ごとにバランスよく幼稚園が設置されていない」というふうに書かれているのですけれども、芝地区に赤羽幼稚園しかないのは、芝地区の幼稚園児が少なくなったのでこういう結果になったのであって、別にバランスよく幼稚園が設置されていないということではないと私は理解していたのですが、こうやって言いきってしまっているのでしょうか。

それから、2 ページ目、「廃止となった幼稚園の復活は非常に困難である。通園される方から見れば、人口が減少したから廃止となるのは困るので、臨機応変な園数の調整は簡単にはいかない」。間違いではないのですが、文章がちょっとおかしいという感じがします。

○生涯学習推進課長 言っている内容が的確に伝わるように少し文章を修正します。

○半田委員長 この案件はこれでよろしいでしょうか。

4 生涯学習推進課の12月事業実績と1月事業予定について

○半田委員長 次に、「生涯学習推進の12月事業実績と1月事業予定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 特徴的なところだけを一つご説明いたします。

12月の事業実績ということで、19日月曜日の社会教育委員の会議で、杉並区の天沼小学校を視察してまいりました。社会教育委員の会議ということで視察に行っているのですけれども、社会教育委員の会議の委員の方からは5名が行かれています。教育委員会事務局の方からは、教育政策担当課長、両統括指導主事、生涯学習推進課ということで私など職員が7名行っておりまして、12名という形です。大変興味深い視察でございました。以上でございます。

○半田委員長 この内容は非常に興味深いので、時間があるときにまたご説明していただきたいと思えます。

○生涯学習推進課長 はい、分かりました。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

5 図書館・郷土資料館の12月行事实績と1月行事予定について

○半田委員長 次に、「図書館・郷土資料館の12月行事实績と1月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 簡単にご説明させていただきます。

12月の行事实績でございます。12月という季節柄もございまして、特に子ども会関係でございまして、各館でクリスマス会ということで人形劇団を呼びまして、それぞれで人形劇を開催してございます。かなりのご参加をいただいて、毎年好評をいただいている事業でございます。

会場によっては、図書館の多目的室等で実施して、場所が狭いところもございますので、そういったところでは2回開催というような形で工夫をいたしまして、なるべく多くの方にご覧いただけるような工夫をしております。

それから、最後のページ、郷土資料館の1月の展示でございます。12月17日から現在も実施しております「三田の考古学」ということで、慶応義塾の校地内で発掘した資料について展示してご覧いただいているところでございます。その後、展示がえをいたしまして、1月20日から3月14日までは、「考古資料に見る近代史2―大名屋敷跡の近代―」を実施いたします。港区には大名屋敷が数々ございましたけれども、明治維新以降、例えば皇族の居宅ですとか、官庁の用地ですとか、多く公用地として使われるようになってございます。以前にはそういった鉄道用地に活用されたもの、学校用地に活用された大名屋敷の跡を紹介しましたがけれども、今回は住宅地に変化した大名屋敷の跡ということで、幾つかの遺跡から発掘された資料などを展示する予定でございます。

ご説明の方は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○教育長 子ども会の12月で、赤坂の10日が120人。その次のページ、21日水曜日の高輪が212人と大変多くの子どもたちが集まりました。高輪はどこでやったのですか。

○図書・文化財課長 高輪につきましては、図書館の中ではなくて、隣接している区民センターのホールをお借りして、そちらで実施しました。

○教育長 子どもたちがたくさん来て見てくれたのはよかったですね。ありがたいことです。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

6 図書館の12月分利用実績について

○半田委員長 次に、「図書館の12月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、12月の利用実績についてご報告させていただきます。

資料の表面の下の方ですけれども、今回、12月から高輪分室が新たにオープンということで、こちらの方の実績が加わってございます。オープンしたてということで、利用実績の数もそれほどまだ多くないのですけれども、特に貸し出し等につきましては、12月の当初は、DVD等の視聴覚資料を貸し出しをしますと、すぐに予約が入ってしまいますので、2週間ほど館内利用のみという形にさせていただいた部分もありまして、実績はまだまだこれからというところでございます。今後さらに資料を充実しまして利用が増えてくるものと考えてございます。以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対しまして、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

7 1月指導室事業予定について

○半田委員長 では、次に、「1月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 1月は、大きいところで、研究発表が2回ございます。一つは、1月20日金曜日、

三田中学校でございます。「キャリア教育の視点に立った三田の授業づくり」という研究主題で発表いたします。もう一つは、1月27日金曜日、本村小学校で、「子どもたちの活用する力を伸ばす指導法の工夫」。これは算数科と特別支援学級の生活単元学習ということで予定が入っておりますので、ご都合がございましたらぜひご覧いただきたいと考えているところでございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対しまして、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。
(異議なし)

「閉 会」

○半田委員長 本日予定している案件はすべて終了しましたが、庶務課長、そのほか何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は1月24日火曜日、午前10時からの予定です。よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでございました。

(午後0時09分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 綱 川 智 久